

平成26年度事業計画

社会福祉法人高畠町社会福祉協議会

平成26年度事業計画

☆ 基本方針

本格的な人口減少時代を迎え、単身高齢者や認知症高齢者の増加、社会的孤立、経済的な困窮など様々な問題が広がる中で、自殺や虐待、DV、詐欺など複雑で多様化した福祉課題が深刻化しています。地域で支援を必要としている人の多くは、家族や地域のつながりが弱まり孤立する中で生活課題を抱えながら暮らしている状況にあります。公的なサービスだけでは対応できないこのような課題には、困りごとや悩みごとなど生活問題を丁寧に拾い上げるしくみと、課題をもつ世帯が深刻化しないような地域づくりが重要です。

社会福祉協議会では、これまで実施してきた総合相談事業を窓口としながらも、介護保険事業を含め様々な事業を通して生活福祉課題の早期発見に努めるとともに、切れ目のない支援のシステム化に向けて、地域に住む住民一人ひとりがお互いに支え合えるしくみづくりや地域福祉活動の推進、新たな住民活動を促す事業などを中心に据えて活動に取り組んでまいります。

この度、町の「地域福祉計画」と合わせて社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」を一体的に策定いたしました。この計画は、社協や行政の取組みだけでなく、町民の皆さんや地区での取組みについても方向性が示されています。計画遂行にあたり、多くの町民の皆さんの参加を得ながら、町の地域福祉の充実に向けて進めてまいりますのでどうぞよろしくお願い申し上げます。

☆ 重点事業

1. 地域支え合いのしくみづくり
2. 福祉教育に取り組む学校への支援
3. 新たなニーズに対応するボランティアの養成

法人管理運営

1. 会議

- | | |
|-----------|---------------|
| (1) 理事会 | 年3～4回開催 |
| (2) 評議員会 | 年2～3回開催 |
| (3) 監事会 | 年2回開催(5月 10月) |
| (4) 三役会 | 毎月定例開催 |
| (5) 特別三役会 | 議案検討時他随時開催 |

2. 委員会

- | | |
|---------------|-------|
| (1) 地域福祉委員会 | 年1～2回 |
| (2) 財政委員会 | 年1～2回 |
| (3) 役員協議会 | 4月 |
| (4) 上記以外の委員会等 | 随時 |

3. 研修

- | | |
|--------------|----|
| (1) 役員研修会 | 随時 |
| (2) 相談員等研修会 | 随時 |
| (3) 職員研修会 | 随時 |
| (4) 上記以外の研修会 | 随時 |

社会福祉基金の造成

「高島町社会福祉基金」の造成を、町民各位の協力を得て実施する。

1. 生活支援に関する活動

項目	内容	地域福祉活動計画
(1)ふれあい福祉センター設置事業	ふれあい総合相談員を配置するとともに、各種専門相談と連携しながら町民の身近な相談所として総合的に実施する。 ◇ふれあい総合相談所の開設 法律相談 弁護士 第4水曜日 一般相談 毎週水曜日 人権相談 第1、3水曜日(午前)※人権擁護委員との連携 行政相談 第2、3水曜日(午後)※行政相談員との連携 ◇常設相談	4-(1)
(2)生活福祉資金貸付事業	低所得世帯及び障がい者世帯等の自立更生の促進を図るため、資金貸付を実施する。 ◇生活福祉資金貸付事業(県社協受託) ①総合支援資金(生活支援費、住宅入居費、一時生活再建費) ②福祉資金(福祉費、緊急小口資金) ③教育支援資金(教育支援費、就学支度費) ④不動産担保型生活資金(低所得高齢者、要保護高齢者世帯向)	7-(2)
(3)たすけあい資金貸付事業	低所得世帯の一時的な生活資金として高畠町独自の資金貸付事業を実施する。 ◇たすけあい資金貸付事業 無利子 5万円上限	7-(2)
(4)福祉資金相談員の配置	生活福祉資金、たすけあい資金の貸付相談・償還指導に対応するため福祉資金相談員を配置する。 ◇福祉資金相談員 1名	7-(2)
(5)善意銀行の運営	町民の善意(寄付金、物品等)の預託・払出業務を行うとともに、経済的困窮者に対し寄附金を活用した緊急支援策の検討を行う。 ◇預託指定事業(指定された寄付金・物品等の払出) ◇経済的困窮者緊急支援策の検討(新規)	3-(3) 7-(2)
(6)災害見舞金贈呈事業	住宅火災に遭われた世帯に見舞金を贈呈する。 ◇見舞金 全焼 20,000 円 半焼 10,000 円	

2. 小地域福祉活動の推進

項目	内容	地域福祉活動計画
(1)地域支え合いのしくみづくりの支援	集落に住む住民自らが福祉課題に気づき、話し合うためのきっかけづくりを支援するとともに、要援助者が孤立することなく、見守り、支え合うことの出来る地域づくりを推進する。 ◇地域支え合いコーディネーターの配置 3名 ◇地域支え合いのしくみづくり支援 3集落 ・集落座談会 ・学集会	1-(1) 1-(3)

	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉マップ作り ・ふれあいサロン立上げ ・除排雪のしくみづくり ・小地域見守り活動 ・なじよした運動の推進 	
(2) 地域福祉活動の促進	<p>地域福祉活動の活性化を目指し、情報収集、提供、相談、援助など総合的に支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇サロン団体懇談会の開催 ◇地区サロン活動団体活動費助成 ◇地域支え合い活動実践集落への活動費助成 ◇レクリエーション用具の貸出し ◇除排雪機器の貸出し 	1-(2)
(3) 児童の健全育成事業	<p>小地域における子どもの遊び場等の環境整備を促進させ、児童の健全育成、事故防止を防ぐことを目的に次の事業を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇自治会管理の児童遊園地の補修・整備事業 ◇児童遊園地の点検・環境整備促進事業 ◇学童保育所備品購入助成事業 	6-(1) 3-(1)
(4) 避難者支援への取組み	<p>東日本大震災の影響により高島町に避難している方の孤立防止を目的に、暮らしの情報提供、こまごまと相談、見守り活動を行うと共に、避難者同士や地域住民との交流事業を促進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇避難者生活相談支援事業(県社協受託事業) <ul style="list-style-type: none"> ・生活支援相談員配置 3名 ・避難者サロンの開催 ・避難者交流事業 	1-(3)

3. ボランティアの活性化に関する事業

項目	内容	地域福祉活動計画
(1) ボランティアセンターの運営	<p>ボランティア活動に関する相談、情報の収集、研修の機会の提供、その他ボランティアの活性化を目的としてボランティアセンターを運営する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ボランティア活動に関する相談 ◇ボランティアコーディネート業務 ◇ボランティア情報の収集、発信 ◇ボランティア保険の加入促進 	3-(3)
(2) ボランティア活動促進事業	<p>すべての町民が自主的に取り組むことのできるボランティア運動を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇町民総ボランティア運動の展開 <ol style="list-style-type: none"> ①友愛訪問運動 ②一円玉募金運動 ③清拭布をおくる運動 ④町をきれいにする運動 ⑤花いっぱい運動 ◇ボランティアスクールの開催 ◇ボランティア懇談会の開催 ◇地域福祉ボランティア団体活動費助成 	3-(2) 3-(3)

(3) 除排雪ボランティア活動支援	近隣から援助が得られない低所得の高齢者や障がい者世帯へのボランティアによる除排雪活動を支援する。 ◇対象者の調査とボランティアコーディネート ◇広報活動 ◇除雪機、除雪用具の貸出し	6-(2)
(4) 新たなニーズに対応するボランティアの養成	孤独感や不安を抱えながら生活する高齢者や障がい者等の理解を深め、コミュニケーション能力としての「傾聴」を通じて心に寄り添うボランティアを養成する。 ◇傾聴ボランティア養成講座の開催(新規)	3-(3)

4. 災害時における住民活動の支援に関する取組み

項目	内容	地域福祉活動計画
(1) 災害ボランティアセンターの設置・運営(新規)	「災害時におけるボランティアセンター設置及び運営等に関する協定」に基づき、大規模災害のみならず豪雪災害発生時にも備えたセンターの設置・運営に関する取組みを行う。 ◇設置・運営マニュアルの策定 ◇設置・運営マニュアル策定に向けた研修会の開催 ◇災害ボランティアコーディネーターの養成 ◇除排雪用具、機器類の整備	6-(2)
(2) 災害ボランティア活動支援	東日本大震災等被災地にて復興活動を行う高島町ボランティアセンター登録のボランティア団体に対し支援を行う。 ◇被災地のボランティアニーズに関する情報収集・発信 ◇被災地関係機関・団体との連絡調整、コーディネート ◇活動費の助成	

5. 福祉の心を育む機会づくり

項目	内容	地域福祉活動計画
(1) 福祉教育に取り組む学校への支援	福祉教育に取り組む学校を福祉教育実践校に指定し、活動を支援する。 ◇福祉教育実践校事業 児童会、生徒会、部活動等における福祉活動への取組み支援 ◇福祉授業等への協力	3-(2)
(2) 福祉授業、資格取得等への協力	福祉に関する授業、資格取得のための現場実習など教育機関からの要請に応じて協力をを行う。 ◇福祉授業等への協力 ◇社会福祉援助技術現場実習への協力 ◇介護福祉士養成施設介護実習への協力 ◇職場体験への協力	

(3)障がいへの理解と交流の促進	<p>知的障がい者への理解と地域住民との交流を図るため、知的障がいの子どもをもつ家族会の活動を支援する。</p> <p>◇手をつなぐ育成会の事務局協力</p> <p>◇育成会との共催事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふれあいひろばの開催 ・各種研修会の開催 	3-(2)
------------------	---	-------

6. 高齢者の生きがいと健康づくりに関する活動

項 目	内 容	地域福祉活動計画
(1) 老人福祉センターの運営	<p>地域の高齢者に対して、各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に提供する。</p> <p>◇開館 月曜日～金曜日</p> <p>◇生活相談 毎週水曜日(ふれあい総合相談)</p> <p>◇高齢者団体等のセンター利用促進</p>	2-(1) 2-(2)
(2) 生きがいと健康づくり事業	<p>高齢者の生きがいと健康づくりを目的に次の事業を行う。</p> <p>◇趣味の講座 芸術、娯楽、軽スポーツ等 3講座開催</p> <p>◇高齢者作品展</p> <p>◇チャリティバザーの開催</p> <p>◇世代交流歌謡フェスティバルねほだれ大会(町老ク連共催)</p> <p>◇世代交流昭和の遊び塾開催支援(町老ク連共催)</p> <p>◇高齢者団体等自主活動の指導援助(老人クラブ、趣味サークル等)</p> <p>◇高齢者趣味サークル立上げ支援</p>	2-(1) 2-(2)
(3) 単身高齢者交流事業	<p>単身高齢者の閉じこもり防止、仲間づくりを目的として交流会を実施する。</p> <p>◇大正昭和青年のつどい 年2回開催</p>	
(4) 老人クラブ活動の指導・援助	<p>老人クラブ活動が活性化するよう町老人クラブ連合会事業の企画・運営について、関係機関と協力し支援を行う。</p> <p>◇町老人クラブ連合会の事務局協力</p> <p>◇老ク連との共催事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉・在宅福祉活動 ・生きがいと健康づくり活動 	1-(2)
(5) 介護予防事業	<p>自立高齢者を対象に、軽スポーツ、芸術、文化、レクリエーション活動等を実施し、閉じこもることなく生きがいをもって生活出来るよう事業を実施する。</p> <p>◇高齢者生きがい活動支援通所事業の実施(町受託事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いきいきデイサービス(老人福祉センター) ・いきいき倶楽部(上和田交流館) <p>◇生活管理指導員派遣事業(町受託事業)</p>	1-(3)

7. 在宅介護を支える福祉サービスの利用促進事業

項目	内容	地域福祉活動計画
(1) 高島ふれあいケアセンター事業	在宅介護の安定を図るため介護保険事業及び障害福祉サービス事業に取り組む。 ◇訪問介護事業 指定訪問介護事業 指定予防訪問介護事業 指定居宅介護事業 障害者移動支援事業(町受託) ◇居宅介護支援事業 指定居宅介護支援事業 介護予防支援業務(町受託) 要介護認定審査に係る調査業務(町受託)	4-(2)
(2) ねたきり高齢者等在宅介護支援事業	ねたきり老人、重度障がい者の在宅福祉向上及び介護者の介護負担軽減のため次の事業を行う。 ◇介護機器貸付事業 ①電動エアマット ②車椅子 ③介護テーブル ④歩行器 ◇防水シート贈呈事業	4-(2)
(3) 家族介護者交流事業	在宅介護者の心身のリフレッシュと介護者同士の交流を図るため、交流事業を実施する。 ◇家族介護者交流会の開催(町受託事業) ・宿泊交流会 ・日帰り交流会	

8. 福祉サービス利用者の権利擁護と苦情解決への取組み

項目	内容	地域福祉活動計画
(1) 日常生活自立支援事業 (福祉サービス利用援助事業)	高齢者や障がい者の日常生活における金銭管理や福祉サービス利用の支援を行うとともに、事業運営体制の強化を図る。 ◇生活支援員の配置 4名 ◇基幹的社協移行準備(H27より設置)	5-(1)
(2) 地域包括ケアネットワークへの参加	地域包括ケアシステム推進のためのネットワークに参加する。 ◇地域包括ケア会議への参加 ◇自立支援協議会への参加	4-(2)
(3) 虐待防止への取組み	虐待防止のためのネットワークへ参画するとともに、広報誌等を活用した虐待防止啓発活動に取り組む。 ◇虐待防止ネットワーク会議への参加 ◇高齢者虐待防止連絡協議会への参加 ◇障がい者虐待防止連絡協議会への参加 ◇要保護児童対策地域協議会への参加 ◇広報誌やホームページでの虐待防止啓発活動	4-(3)

(4)福祉サービス 苦情解決実施事業	福祉サービスについての相談と苦情について、第三者委員会を設置し速やかな解決を図ると共に、事業ごとに苦情受付担当者及び責任者を配置し、問題の解決を図る。 ◇苦情解決第三者委員会の設置 ・苦情への対応 随時 ・定例報告会 年1回 ◇県運営適正化委員会との連携 苦情解決第三者委員研修会への参加	5-(2)
-----------------------	---	-------

9. 広報活動

項目	内容	地域福祉活動計画
(1)広報活動	社協活動の計画と報告並びに福祉への意識啓発のため次の広報活動を行う。 ◇「社協たかはた」の発行 年3～4回 全戸配布 ◇各種パンフレットの発行 ◇社協ホームページの運営	3-(3) 4-(1) 4-(3)

10. 共同募金運動への協力

項目	内容	地域福祉活動計画
(1)赤い羽根共同 募金運動	自治会、企業並びに関係機関・団体の協力により募金運動を行う。 ◇戸別募金 一戸あたり600円 ◇法人募金への協力依頼 ◇共同募金運動広報 年1回全戸配布	
(2)歳末たすけあい運 動	自治会、企業並びに関係機関・団体の協力により募金運動を行う。 ◇戸別募金 一戸あたり400円 ◇対象者調査 ◇歳末たすけあい運動広報 年1回全戸配布	

11. 連絡調整、会議

項目	内容	地域福祉活動計画
(1)二市二町社会福 祉協議会連絡会	米沢市、南陽市、川西町とで構成する「二市二町社会福祉協議会連絡会」活動を次のように行う。 ◇二市二町社会福祉協議会連絡会議への参加 ◇地域福祉・在宅福祉活動の連絡調整 ◇共同募金運動に関する連絡調整、研修事業、その他	

(2) 置賜地方社会福祉協議会連絡会	置賜三市五町の社協で構成する「置賜地方社会福祉協議会連絡会」活動について次のように行う。 ◇置賜三市五町社会福祉協議会連絡会議 ◇社協役員研修会への参加 ◇相談員研修会への参加 ◇職員研修会への参加 ◇地域福祉・在宅福祉活動の連絡調整 ◇共同募金運動に関する連絡調整 ◇老人クラブの育成に関する連絡調整 ◇社協運営全般にわたる連絡調整	
(3) 置賜ボランティアの輪連絡会	置賜三市五町のボランティアによる共同事業に参加する。 ◇置賜ボランティアの輪連絡会議 ◇置賜ボランティアの輪主催事業への参加	
(3) 大会、会議等	各種大会、会議等について次のように参加。 ◇山形県県民福祉大会への参加 ◇社協トップセミナーへの参加 ◇社協監事研修会への参加 ◇相談業務研修会への参加 ◇事務局長・担当者会議出席 ◇介護保険、訪問介護事業研究会議等への出席 ◇その他必要な会議への参加	

12. 地域福祉活動計画の推進

項目	内容	地域福祉活動計画
(1) 地域福祉活動計画の進捗管理と評価	第三次地域福祉活動計画を推進するにあたり、計画の進捗管理及び評価について次の委員会にて行う。 ◇地域福祉委員会(再掲) 年1～2回 ◇財政委員会(再掲) 年1～2回	第7章

13. その他の事業

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) 上記のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- (5) 保健、医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡